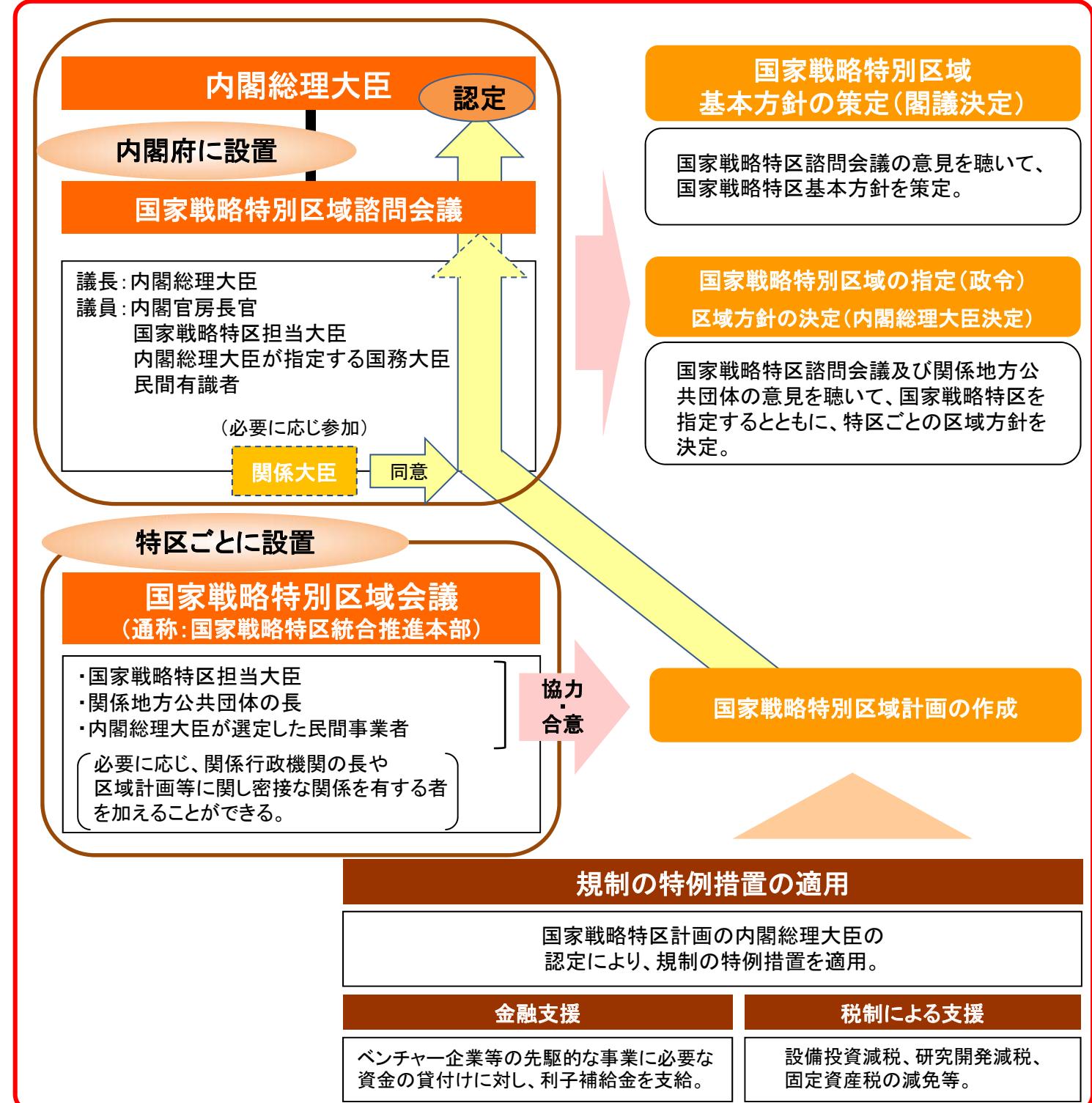


国家戦略特別区域法の概要

内閣官房地域活性化統合事務局

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。

施行期日

○公布日から施行。
○ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
➢ 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
➢ 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等